

# 上野事務所ニュース

令和4年12月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

## 特定(産業別) 最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました。(千葉:984円、埼玉:987円、東京:1,072円)この地域別最低賃金とは別に、都道府県ごとに一部の産業又は業種には特定(産業別)最低賃金が設けられています。この特定(産業別)最低賃金の一部が12月25日に更新されます。

### 千葉県の特定(産業別)最低賃金

| 業種                                | 最低賃金   |
|-----------------------------------|--------|
| 鉄鋼業                               | 1,054円 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 1,013円 |

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。産業の種類は、日本標準産業分類を基に区分されます。会社の産業分類がわからない場合にはお尋ねください。

## 退職者の社会 保険の取扱い について

12月中に退職する従業員の社会保険の取扱いは次のようになります。

①12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間を全額支給する場合

⇒最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は翌年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までがかかります。また、12月に賞与の支払いがあった場合、賞与にかかる保険料も納める必要があります。

ます。

②12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒最終勤務日が退職日となり、退職日の翌日が社会保険資格喪失日となります。(例:12月20日退職であれば、社会保険資格喪失日は12月21日)

\*この場合、社会保険料は11月分までとなり、また12月に支払われた賞与の保険料も控除しないことになります。

ただし、上記2つは原則的な取り扱いです。具体的な退職日や社会保険に関する手続きについてはご相談ください。

健康保険証は退職日に返却していただくのが原則です。退職日以降、健康保険証は使えません。年内に国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ社会保険脱退証明書(社会保険資格喪失連絡票)を発行し、市町村の窓口を持参し手続きをしてもらうのが良いでしょう。役所の御用納めは12月28日です。

## 中小企業緊急 特別支援金に ついて

上野事務所ニュース10月号でお知らせした千葉市、市原市独自の支援金について、要件等に変更がありましたのでお知らせします。

【千葉市中小企業者緊急特別支援金について】千葉市では、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者に対して、事業継続のために支援金を給付しています。従来の対象期間は、令和4年4月～8月でしたが、新たに令和4年9月～11月

が追加されました。詳細は以下のとおりです。

| 対象期間   | 令和4年4月～8月                                                                                                                                           |                  |        | 令和4年9月～11月              |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|-------------------------|
| 給付要件   | 以下の①～③に該当すること。<br>①原油価格・物価高騰の影響により対象期間の対象となる費用（原材料費、燃料費、光熱費）の合計が、対前年比で増加していること。<br>②千葉市内に本店（法人）又は主たる事業所（個人事業主）を有する中小企業者。<br>③今後も千葉市内で事業を継続する意思がある者。 |                  |        |                         |
| コスト増加額 | 10万円以上<br>20万円未満                                                                                                                                    | 20万円以上<br>30万円未満 | 30万円以上 | 20万円以上                  |
| 給付額    | 5万円                                                                                                                                                 | 10万円             | 15万円   | 一律<br>10万円              |
| 受付期間   | 令和4年8月25日～<br>令和5年1月31日                                                                                                                             |                  |        | 令和4年12月1日～<br>令和5年1月31日 |

\*BCP（事業継続計画）を策定または改定した場合には加算金として10万円が上乗せされますが、この加算金は対象期間が令和4年4月～8月または令和4年9月～11月のいずれか1回に限り受給ができます。

### 【市原市中小企業等経営継続支援金について】

市原市では、新型コロナウイルス感染症拡大・原油価格・電気・ガス料金を含む物価の高騰等の影響によって、売上が減少している中小企業等に対して支援金を給付しています。従来は売上が30%以上減少している事業者が対象でしたが、要件が緩和され、20%以上売上が減少している事業者も申請が可能となりました。また、給付金額も現行の給付額に一律50%上乗せされています。申請期限は令和5年1月31日までです。

#### 《変更内容》

|               | 拡充前             | 拡充後                        |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 売上減少要件        | 30%以上減少         | <b>20%以上減少</b>             |
| 売上減少対象期間      | 令和4年9月<br>までで判定 | <b>令和4年12月<br/>までで判定</b>   |
| 給付金額の上乗せ      |                 | <b>50%増額</b>               |
| 雇用保険加入者がいない場合 | 対象外             | <b>要件を満たす場合<br/>10万円給付</b> |

#### 《給付金額》

| 雇用保険に加入している従業員数 | 現行給付額      | 上乗せ・追加給付額  | 合計給付額      |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 0人              | 0円         | 100,000円   | 100,000円   |
| 1～9人            | 200,000円   | 100,000円   | 300,000円   |
| 10～19人          | 300,000円   | 150,000円   | 450,000円   |
| 20～29人          | 500,000円   | 250,000円   | 750,000円   |
| 30～49人          | 800,000円   | 400,000円   | 1,200,000円 |
| 50～69人          | 1,200,000円 | 600,000円   | 1,800,000円 |
| 70～99人          | 1,700,000円 | 850,000円   | 2,550,000円 |
| 100人以上          | 2,000,000円 | 1,000,000円 | 3,000,000円 |

なお、すでに市原市の中小企業等経営継続支援金を申請している場合、現行の給付額に上乗せして給付されますので、改めて申請する必要はありません。現行給付額がすでに給付されている場合でも、追加給付分の振込予定日等については別途案内が届くようです。

### Q&A なぜなにどうして？

 **Q:** 日本年金機構から「賞与支払届」と「賞与不支給報告書」という書類が届きました。今まで見たことのない書類ですが、これはどうすれば良いのですか？

**A:** 「賞与支払届」は、賞与の支給があった場合、「賞与不支給報告書」は、賞与予定月に賞与の支給が無かった場合に年金事務所へ届け出る書類です。

昨年までは、事業所に代わって、上野事務所が賞与支払届を受け取ることに同意している場合、賞与支払届等は年金事務所から上野事務所へ送付されていましたが、令和4年1月より直接事業所に送付されることになりました。

賞与支払届や賞与不支給報告書は電子で申請することができますので、上野事務所への書類の転送は不要ですが、賞与の支給がありましたら、これまでと同様に、上野事務所へ賞与の金額をご連絡ください。また、賞与の支払いがない場合にも届出が必要です。その旨をご連絡ください。賞与支払届等の届出が無い場合、年金事務所から提出の督促があります。

なお、賞与の支払が全く無いのに賞与に関する書類が届くような場合には、年金事務所へ送付停止の手続きができますので、ご相談ください。

### 冬季休業のお知らせ

上野事務所の本年の業務は  
**12月28日（水）まで**  
新年は**1月5日（木）から**  
とさせていただきます。  
今年も一年、ありがとうございました。